

川崎市中小企業サポートセンター 派遣専門家の登録に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人川崎市産業振興財団に設置する中小企業サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）において実施する窓口相談事業、専門家派遣事業等の中小企業支援事業において中小企業者に対する診断・助言等の業務を依頼する専門家（以下「派遣専門家」という。）の登録に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 サポートセンターに派遣専門家として登録することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、財団職員の推薦があり、業務を依頼する予定があるものとする。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、技術士、弁理士、経営士、ITコーディネータ、環境マネジメント・システム審査員若しくは審査員補、又は品質マネジメント・システム審査員若しくは審査員補の資格を有するもの。

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するものであって、経営革新、新分野進出などを計画する中小企業者に対する診断・助言等を行なうにたる能力を有すると認められるもの。

ア 社会保険労務士、情報処理技術士、司法書士、行政書士などの資格を有するもの。

イ 大学、専門学校等の高等教育機関において経済学、経営学、法律学、化学、工学等の中小企業経営に関係を有する分野の教員又は研究者であるもの（経験者を含む。）。

ウ 企業経営、技術開発、営業企画などの分野において長期間にわたる実務経験を有するなど専門的な知識及び経験を有するもの。

(登録の申請)

第3条 派遣専門家としての登録は、「派遣専門家登録申請書（第1号様式）」（以下、「申請書」という。）に必要事項を記載のうえ、前条各号のいずれかに該当するものであることを証する書類の写しを添付してサポートセンターに提出するものとする。

(審査)

第4条 サポートセンターは、申請書に基づいて、登録の可否について公益財団法人川崎市産業振興財団理事長（以下「理事長」という。）の議に付議するものとする。

2 理事長には、資料として登録申請書及び資格、経験知識等の証明に関する書類を提出するものとする。

3 サポートセンターは、提出書類に不備があると認めるときは、審査にさきだち申請者に対し補完を求めなければならない。

(登録)

第5条 理事長は、前条の審査結果に基づき、派遣専門家として登録すべきものを決定する。

- 2 サポートセンターは、派遣専門家登録申請者に対し、「派遣専門家登録審査結果通知書(第2号様式1または2)」を送付する。
- 3 登録することと決した派遣専門家については、氏名、保有資格、得意とする分野などの必要事項を派遣専門家登録簿に記載する。

(登録の有効期限と更新手続)

第6条 派遣専門家登録をする場合の有効期間は、登録申請日の属する年度を含め2箇年度とし、更新を妨げない。

- 2 派遣専門家登録を更新する場合の有効期間は、期間満了の翌年度から2箇年度とする。
- 3 サポートセンターは、登録の有効期間の満了が近くなった派遣専門家に対して、登録更新の可否について理事長の議に付議したのち、「派遣専門家登録更新意向確認書(第3号様式)」(以下、「意向確認書」という。)を送付し、登録の更新確認を行う。
- 4 意向確認書の送付を受けた派遣専門家は、遅滞なく、登録申請書など所要の書類を添えて返送するものとし、意向確認書送付時に通知する期間を経過しても返送がないときは、登録更新を辞退したものとみなす。

(派遣専門家の守秘義務)

第7条 派遣専門家は、職務上知り得た企業の秘密に属する情報などを外部に漏洩してはならず、当該事業の目的と異なる目的に利用してはならない。

- 2 派遣専門家としての守秘義務は、その職務を退いた後も同様とする。

(登録の抹消)

第8条 理事長は、派遣専門家が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該派遣専門家の登録を抹消することができる。

- (1) 前条に規定する守秘義務に反し、職務上知り得た情報の漏洩又は目的外の利用を行ったとき。
- (2) サポートセンターの実施する事業の趣旨・目的に反する行為を行なうなど、派遣専門家としての信用を失墜する言動があったとき。
- (3) 健康上の理由などにより派遣専門家としての業務の遂行が困難となったとき。

(委任)

第9条 この要領の解釈をめぐる疑義及びこの要領に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 17 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 17 年 7 月 26 日から施行する

附 則

この改正要領は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する

附 則

この改正要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和 2 年 12 月 18 日から施行する。